

新潟市更生訓練費給付事業の申請手続や助成額が 令和2年4月1日から変わります

「更生訓練費給付事業」において支給する「訓練等のための経費」は、自立訓練又は就労移行支援事業所で実習や訓練を効果的に受けるために必要な消耗品費等を自己負担した場合に、定額支給していました。

しかし、【消耗品費等の自己負担額】と【訓練等のための経費の支給額】に大きく差があったことから、令和2年4月1日より消耗品費等の自己負担額に応じた支給額へ変更となります。

また、「通所のための経費」は、令和2年4月1日新規制定の「新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成事業実施要綱」で助成へ変更となります。

主な改正の概要

- 訓練等のための経費は、自己負担額に応じた支給額へ変更
…自立訓練又は就労移行支援利用者が、消耗品費等を自己負担した場合、その自己負担額に応じて訓練等のための経費を支給
- 申請書へ「申請者が費用負担した消耗品等の購入に係る領収書等」の添付を義務化
…自己負担額に応じた支給となるため、自己負担額が確認できる領収書の添付を必須に変更
- 通所のための経費の支給廃止
…「新潟市更生訓練費給付事業」での支給は廃止し、「新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成事業」からの支給へ変更

※ 新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成事業実施要綱は令和2年4月1日新規制定の要綱

現行制度	令和2年4月1日以降
利用者本人が消耗品費等自己負担した月に限り、利用サービスや利用日数に応じて、 定額支給	利用者本人が自己負担した消耗品費等の額に応じ、領収書を確認した 実費支給 (上限6,300円)



申請書類について

制度改正に伴って、「訓練等のための経費」の申請書類に一部変更があります。下記のとおり手続きをお願いします。ご不明な点等はお問合せ先へご連絡ください。

●助成申請者

申請者の居住区の【区役所健康福祉課障がい福祉係・障がい福祉担当】に以下の書類をご提出ください。

	提出書類	備考
1	新潟市更生訓練費支給申請書 (（別記様式第1号）または（別記様式第2号）)	事業所等の長による証明が必要
2	申請者が費用負担した消耗品等の購入に係る領収書等	
3	同意書兼委任状（参考様式1）	<u>事業所へ申請・受領を委任</u> する場合に必要

※要綱第6条の規定により申請委任を行う場合、委任を受けた事業所の長が上記1～3の書類をご提出ください。

●申請時期

更生訓練費の費用負担が発生した翌月10日まで

お問合せ先 電話番号

●申請手続きに関すること

各区役所健康福祉課 障がい福祉係・障がい福祉担当（直通番号）

【北区役所】025-387-1305

【東区役所】025-250-2310

【中央区役所】025-223-7207

【江南区役所】025-382-4396

【秋葉区役所】0250-25-5682

【南区役所】025-372-6304

【西区役所】025-264-7310

【西蒲区役所】0256-72-8358

●制度の改正に関すること

新潟市役所 福祉部障がい福祉課 就労支援係

TEL：025-226-1249 / FAX：025-223-1500

